

ハラスメント防止対策における指針

社会福祉法人むさしの郷

職場におけるハラスメントは、労働者個人の尊厳を不当に傷つける行為であり、労働者の能力の発揮を妨げ、職場秩序や業務遂行を阻害し、法人の社会的評価に影響を与える問題として、下記に類する行為を許しません。また、当法人以外の方に対しても行ってはいけません。ハラスメントについては、異性だけでなく同性も対象となり、被害者の指向又は自認に関わらず不適切な言動はハラスメントに該当します。この指針の対象は、社会福祉法人むさしの郷で働いている全ての職員です。

『セクシャルハラスメント』

- ① 性的な冗談・からかい・質問・噂の流布、性的画像閲覧等
- ② 性的な言動に対して拒否等を行った職員への不利益な扱い、能力発揮を阻害する行為
- ③ 身体への不必要な接触、関係強要、不快感を与える性的な言動の発言など

『パワーハラスメント』

- ① 殴打・足蹴りなどの身体的攻撃、暴言・侮辱・人格否定・怒鳴りなどの精神的な攻撃
- ② 無視・隔離・仲間外しなどの人間関係切り離し、私的なことへ過度に立ち入る個の侵害
- ③ 業務上明らかな仕事妨害、肉体的苦痛を伴う過酷な長期間労働
- ④ 遂行不可能な過大な業務、または合理性のない能力とかけ離れた過小な業務を命じること

『妊娠・出産、育児・介護休業に関するハラスメント』

- ① 妊娠・出産したことによる嫌がらせ、育児休業等の制度利用を阻害する言動
- ② 妊娠・出産、制度の利用に関し解雇その他不利益な取り扱い及びそれを示唆する行為

『その他のハラスメント』

- ① モラルハラスメント … 道徳や倫理に反した言動による精神的な嫌がらせ
- ② ジェンダーハラスメント … 男らしさ・女らしさなど性別に関する差別意識による嫌がらせ
- ③ エイジハラスメント … 年齢・世代を利用とした不快な言動や嫌がらせ
- ④ アルコールハラスメント … 飲酒関連の強要や迷惑行為

職員がハラスメントを行った場合には、就業規則 第21条(禁止行為)、第61条(制裁)の事由にあたり処分されることがあります。その場合、行為の具体的様態(時間・場所・内容・程度)、当事者同士の関係(職位等)、被害者の心情等を総合的に判断し処分を決定します。

【相談窓口】

職場におけるハラスメントに関する相談(苦情)は、下記事業所のいずれかの管理者へご相談下さい。

- ①ながい寮 048-598-7007、 ②むさしの青年寮 0493-39-1895、 ③けやき寮 048-588-1358

※相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方のプライバシーを守って対応し、不利益な取り扱いは行いません。事実が確認できた場合には、配慮措置、再発防止策を講じる等適切に対処します。